

第4次加賀市男女共同参画プラン

(2022~2031)



令和4年3月

加賀市

はじめに

本市では、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「加賀市男女共同参画推進条例」を制定し、その行動計画である第3次までの「加賀市男女共同参画プラン」に基づき、様々な取組みを推進してきました。



これまでの取組みにより、男女の平等感の上昇や事業所における女性管理職の増加等の成果は着実に現れていますが、男女の固定的な役割分担意識など、男女共同参画を推進する上での障壁は未だ残っています。

こうした現状を踏まえ、このたび「第4次加賀市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後は、プランに掲げる「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実」の3つを基本目標とした、様々な施策を定め、総合的に進めることで、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、プランの策定にあたり、熱心にご審議いただきました加賀市男女共同参画審議会委員の皆様、パブリックコメントで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

加賀市長 宮元 陸

【目次】

	頁
第1章 計画の考え方	
1. 計画策定の社会的背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本理念	2
5. 基本的視点	3
6. 基本目標	4
7. 基本目標と課題	4
第2章 基本目標と施策の内容	
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	5
課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	5
課題2 職場における男女共同参画の推進	7
課題3 家庭における男女共同参画の推進	12
課題4 地域における男女共同参画の推進	13
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	15
課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	15
課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備	16
課題7 生涯を通じた女性の健康支援	18
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実	19
課題8 男女共同参画の理解促進	19
課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	21
課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進	23
第3章 計画の推進	
施策の体系表	24
1. 推進体制の整備	25
2. 市民及び事業者との連携	25
3. 国及び他の地方公共団体との連携	26
4. 数値目標	26
5. 施策の内容および該当事業	27
資料 年表	40
資料 用語の解説	45
資料 加賀市男女共同参画推進条例	47

第1章 計画の考え方

1. 計画策定の社会的背景と趣旨

本市では、未婚化や晩婚化、市外への転出など様々な要因から、人口の減少、少子高齢化が急速に進行し、将来に向けた労働力人口の維持などが課題となっています。

現在、IoTやAI、ロボット、ビッグデータといった社会の在り方を変えるような先端技術は予想を超えるスピードで進展しており、多種多様で複雑化した地域課題を、これらの先端技術によって解決されていく社会が近い将来に実現するとされています。

そのことから、先端技術の活用により、市民の暮らしが便利で安心であるとともに産業も活性化している持続可能な都市「スマートシティ」を目指し、本市では、令和2年3月に開催した「加賀市スマートシティ推進官民連携会議」において、「スマートシティ加賀」を市民共創で築いていくことを宣言しました。

一方で、女性の社会への参画に目を向けると、働く女性が結婚や妊娠、出産などの節目において、退職の慣行が残っている事業所が未だあること、管理職など方針決定過程に就く女性の割合が依然として低いことなど、女性の力が十分に活かされている環境が整っていない状況となっています。

また新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークや時差出勤の拡大など柔軟な働き方への転換が必要とされる一方で、本市においては、宿泊業・飲食サービス業に従事することが多い女性に大きな影響が出ました。

さらに外出自粛に伴う精神的な不安やストレスなどから、家庭内でのDV（配偶者等からの暴力）や虐待被害等も危惧されており、女性や子どもの立場等に配慮した中での継続した男女共同参画の取組みが求められています。

本市ではこれまでに、男女共同参画社会の実現を目指し、1998（平成10）年に「加賀市男女共生プラン」を策定し、その後、2004（平成16）年に「第1次加賀市男女共同参画プラン」、2009（平成21）年に「第2次加賀市男女共同参画プラン」、2014（平成26）年に「第3次加賀市男女共同参画プラン」を策定し、諸施策を積極的に推進してきました。

一方、国においては、2020（令和2）年12月「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、また、石川県は、2021（令和3）年2月に「いしかわ男女共同参画プラン2021」を策定しました。

これらのことを踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を更に進めるため、「第4次加賀市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画では下記に位置付けるものとして、男女共同参画社会の実現に向け、国や県の動きを勘案し、加賀市の特性を踏まえた施策の基本方針と事業計画を示します。

① 加賀市総合計画を上位計画とした部門別計画の1つ

この計画は、「加賀市総合計画」を上位計画とした中で、男女共同参画施策を総合的に推進するため、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです。

② 国及び県の関連計画との整合性

この計画は、国の男女共同参画基本計画及びいしかわ男女共同参画プラン等の男女共同参画の関連計画との整合性を図っています。

③ 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものです。

④ 市町村基本計画としての位置づけ

この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけるものです。

⑤ 市町村推進計画としての位置づけ

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけるものです。

⑥ 加賀市行動計画としての位置づけ

この計画は、加賀市男女共同参画推進条例第8条に基づく「行動計画」として位置づけるものです。

3. 計画の期間

本計画は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までを計画期間とします。

ただし、社会、経済情勢の変化により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の基本理念

加賀市男女共同参画推進条例第3条では、本市の男女共同参画の推進に係る6つの基本理念を掲げています。

本計画においてもこれらを基本理念として、男女共同参画施策を推進します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。

(5) 妊娠、出産その他の生殖に関することへの配慮

男女が、互いの性について理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女双方の意思が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。

(6) 国際社会の動向の勘案

男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に推進されること。

5. 基本的視点

若者や高齢者など多様な年齢層の社会参画に加え、あらゆる分野で男女共同参画を進めるため、次の基本的視点に基づき、施策の推進に取り組みます。

(1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への男女共同参画の促進

男女が共にその個性と能力を十分に発揮する社会の実現のためには、職場や家庭、地域において男女の固定的な役割意識を持つことなく、それぞれが社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画することが必要です。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

リモートワーク等の多様な働き方や育児休業、介護休業等の制度の利用浸透などにより、働くことを希望するすべての人が、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活などにおいても、多様な生き方を選択・実現できることが必要です。

(3) 人権の尊重

個人としての尊厳が重んじられ、女性に対する暴力(DV)や性的少数者へのハラスメントなど、性による差別や暴力を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会を形成することが必要です。

(4) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる人々が性別による固定的な役割分担の意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方などにとらわれることなく、男女共同

参画の意義を理解することが必要です。

6. 基本目標

この計画は、基本理念である、男女共同参画社会の実現を目指して、次の3つの項目を基本目標とします。

- (1) 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- (2) 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
- (3) 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

7. 基本目標と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本目標」と10の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 課題1. 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- 課題2. 職場における男女共同参画の推進
- 課題3. 家庭における男女共同参画の推進
- 課題4. 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- 課題5. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
- 課題6. 人々が安心して暮らせる環境の整備
- 課題7. 生涯を通じた女性の健康支援

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

- 課題8. 男女共同参画の理解促進
- 課題9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実
- 課題10. 多様な文化の尊重及び理解の促進

第2章 基本目標と施策の内容

基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

①あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女の固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根深く残っている状況が見られます。

「令和2年度 男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「2020 市民意識調査」という。)では、「現在の日本社会は男女平等になっていると思いますか」との問いに、「学校現場では」を除く6つの項目において、「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合は、「平等である」と答えた人の割合より高くなりました。

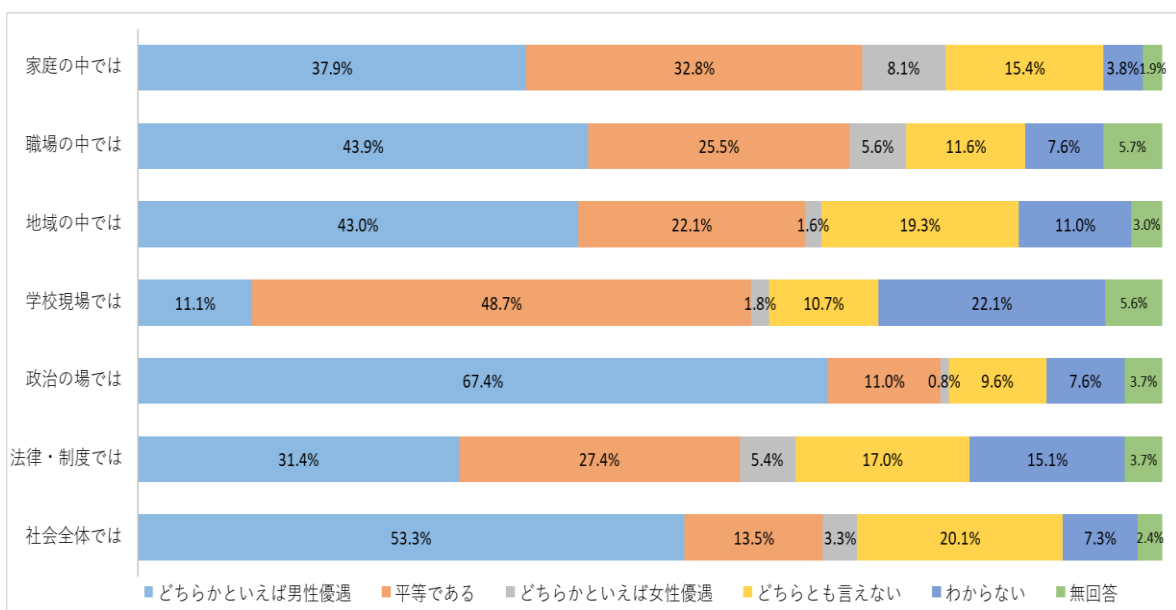
「社会全体では」の項目に注目すると「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合は、53.3%に上りました。

「平等である」と感じる人を増やすためには、男女共同参画の進んでいない分野での女性の参画を推進し、社会におけるあらゆる分野で性別を問わず参画する機会が確保され、その意見が活かされる社会環境づくりが必要です。

「2020 市民意識調査」より

現在の日本社会は男女平等になっていると思いますか

(n=623)



②市の審議会等における女性の参画

市の審議会等における女性委員の割合は、ほぼ横ばい状態が続いており、2021（令和3）年度は28.1%となっています。

男女どちらの意見も市の施策に活かすため、国の目標値である「審議会委員に占める女性の割合の目標値 40%以上、60%以下」の実現を目指し、積極的な取り組みが求められます。

審議会等における女性委員の割合 ※地方自治法202条の3による審議会等

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
審議会の数	33	33	37	37	34	36	38	37	38	37
委員総数（人）	399	398	416	438	392	403	427	411	392	413
うち女性（人）	115	117	121	115	105	110	118	112	109	116
女性の割合（%）	28.8%	29.4%	29.1%	26.3%	26.8%	27.3%	27.6%	27.3%	27.8%	28.1%

【施策の方向】

1 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進と決定過程の透明性の確保

市の審議会における女性委員登用の推進や情報公開を進め、市民参加型の開かれた市政を推進します。

2 女性の意見を反映させる機会の拡大

まちづくり活動への助成を通じて、女性の意見を反映させる機会の拡大を図ります。

3 役職員等への女性の参画促進

市役所内の男女共同参画の推進や各事業所へ男女共同参画に関する広報活動を行います。

4 女性の人材育成と情報提供

女性団体の主催する講座や女性に向けた講座の開催を通じて、女性の人材育成を図ります。

5 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり

女性団体への支援やコミュニティ施設の整備を通じて、人と人のネットワークづくりを支援します。

課題2 職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

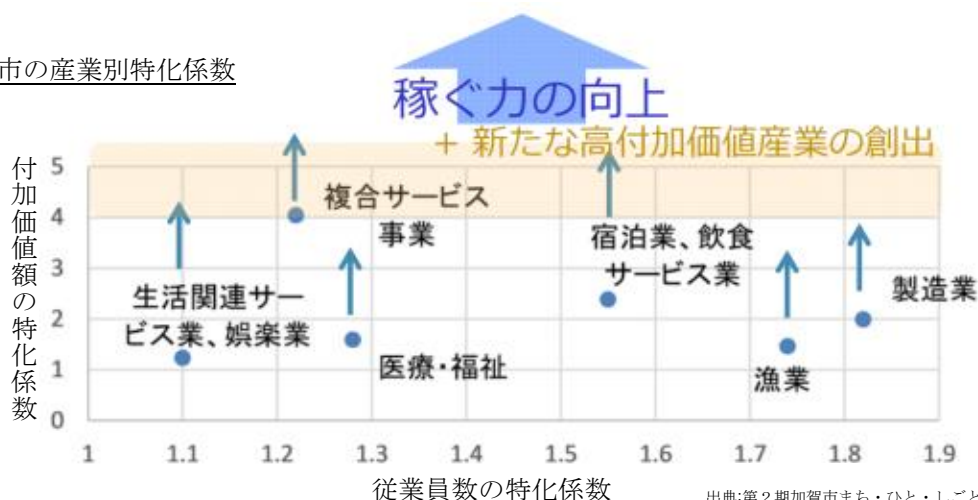
①「スマートシティ加賀」の推進

本市では、少子高齢化が進む中、現在、人口減少が続き、様々なことで担い手不足や地域活力の低下といった問題が起きて始めています。

「スマートシティ加賀」の実現により、時間や地理的な制約に捉われない柔軟な働き方の実現や各種データや新技術を使った新しい仕事の創出により、地域産業の活性化だけでなく、先進的な技術に携わることによる人材の多様化につながります。

また本市の基幹産業における特化係数^{*}で、従業員及び付加価値額が1より大きい産業は「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「漁業」、「複合サービス業」、「医療・福祉」及び「生活関連サービス業、娯楽業」となっています。

本市の産業別特化係数



出典:第2期加賀市まち・ひと・しごと総合戦略に加筆

※特化係数：産業構造が全国と比較して、どの程度特化しているかをみる指数。

自地域の構成比率を全国の構成比で除して算出する。特化係数が1を超えていれば全国に比べ、その産業は特化している（特徴がある）と言える。

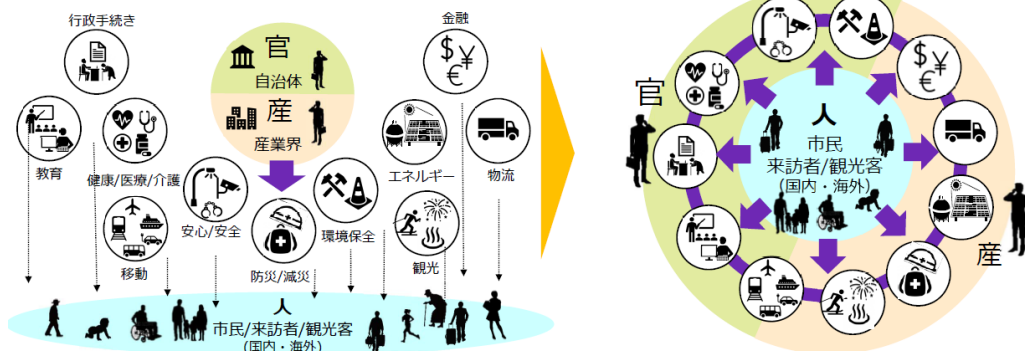
スマートシティ加賀 基本理念

人間中心の未来社会の実現

先端技術の導入に際しては、将来的に人々があらゆる面でより良い暮らしや幸福につながるものであるかを第一に考え、行政目線、産業界目線ではなく、常にユーザー目線に立った検討を行うように努めます。

公共主体の個別分野最適化のまちづくり

人間中心に全体最適化された公民連携によるまちづくり



出典:スマートシティ加賀構想加賀市官民データ活用推進計画 2019

産業のスマート化(例：A I、I O T、ロボット等の先端技術の活用)で、高付加価値化を維持、追求し、「稼ぐ力」を向上することにより、高い収益を上げられるようになるとともに労働力不足の解消や、時間外労働の削減、育児休業・介護休業制度の普及等による職場環境の向上が期待されます。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するためには、事業所の主体的な取り組みが必要不可欠です。

「2020 市民意識調査」では、特に「男女の均等な雇用機会と待遇の促進」、「労働時間の短縮、育児休業・介護休業制度等の普及」を求める声が多くなっています。

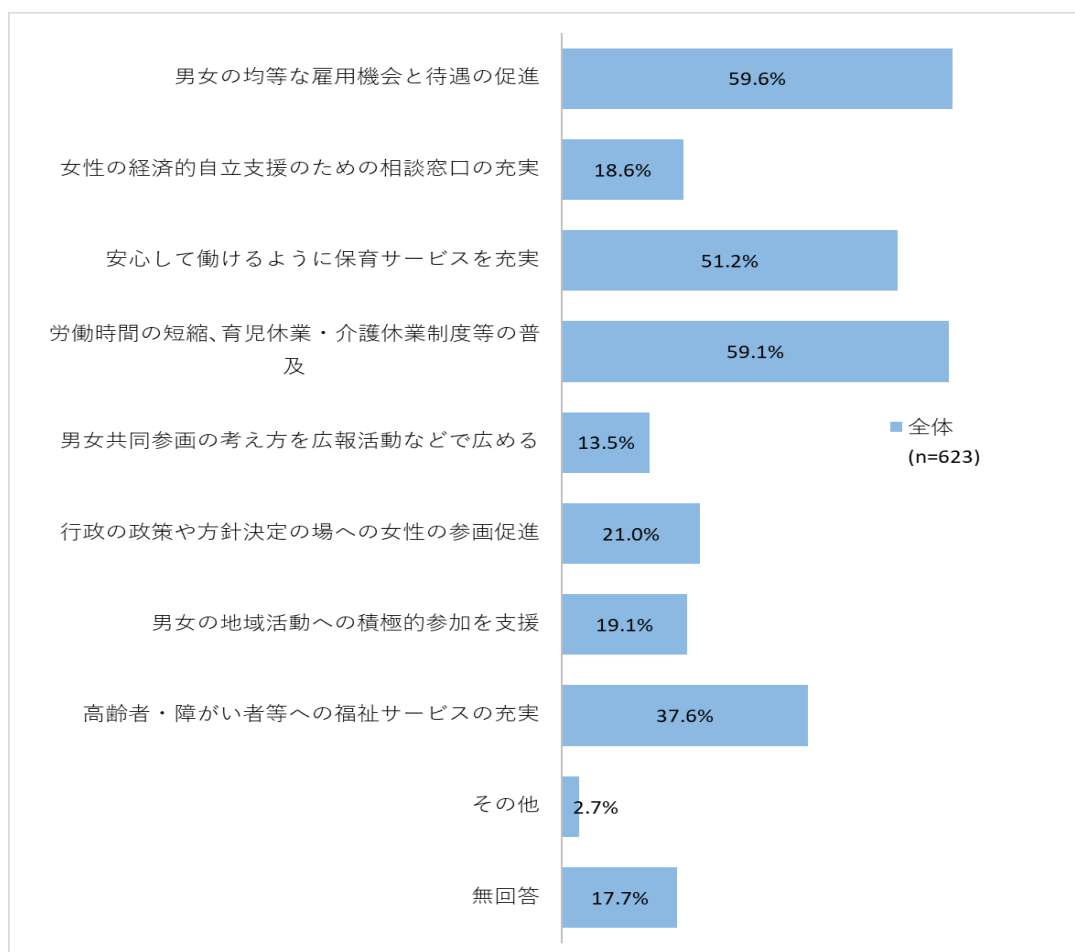
事業所としても、男女の均等な雇用と待遇の実現、従業員の働き方の見直しをすることで、生産性の向上やメンタルヘルス対策につながります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児休業等の制度の普及や先進的な取り組みを行っている事業所を紹介するなど、事業所に対して積極的な啓発を行っていく必要があります。

「2020 市民意識調査」より

ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことや行政に望むことは何ですか

n=623



③男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方の選択を可能とする社会にすることが重要です。

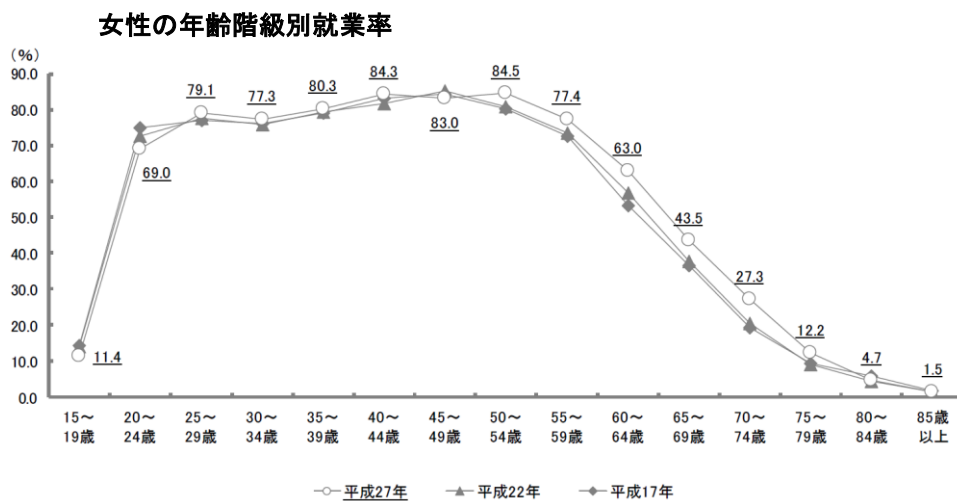
国においても、女性の子育て期の離職を減少させようと、2021（令和3）年6月に育児・介護休業法が改正され、育児休業を分割して取得することや引き続き雇用された期間が1年未満であっても育児休業を取得すること等が可能になりました。

本市における女性の就業率は、出産の機会が他の年齢層と比べて多いと考えられる「30歳～34歳」の層で、一旦低下することによるM字カーブは未だ見られるものの、全体としては上昇傾向にあり、就業意欲は高くなっています。（「国勢調査（図①）」）

一方、「2017（平成29）年度 男女共同参画に関する事業所実態調査（図②）」（以下、「2017 事業所実態調査」という。）では、女性従業員を活用する上での問題点として、「家事・子育て・介護などの家庭責任を考慮しなければならないこと」と答えた事業所の割合が最も多く、56.9%でした。

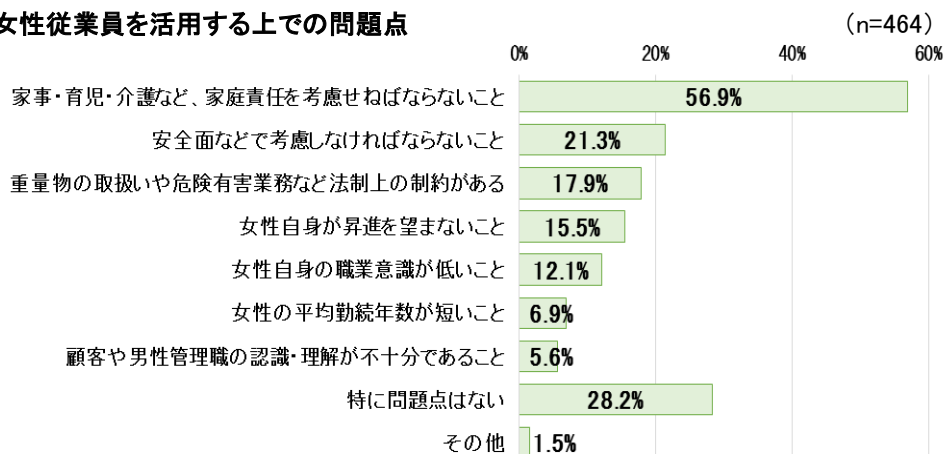
市内事業所に対して育児・介護休業法等の法・制度に関する情報提供を行い、男女がともに働きやすい職場環境整備を促進していくことが必要です。

図① 「国勢調査」より



図② 「2017 事業所実態調査」より

女性従業員を活用する上での問題点



④農林漁業及び商工業等における男女共同参画の推進

農林漁業や商工業等において、女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、その働きが十分評価されていない現状があります。

さらに経営や事業運営の方針決定等が男性中心に行われていることが多く、「2020 市民意識調査」でも農林漁業は他の業種に比べて「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合が高くなっています。

また家族経営が多く、生活と経営が密接につながっていることから、労働時間や休日等勤務条件も不明確になりがちです。

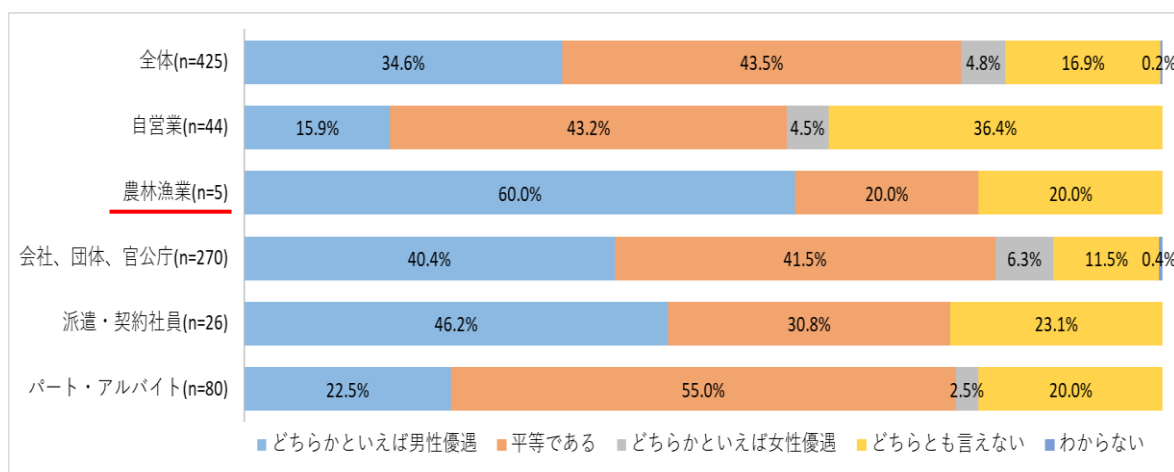
このため、女性の果たしている役割に対する適正な評価と、働きに応じた報酬の確保、適正な労働時間や定期的な休日の確保、また農家における家族経営協定の締結など就業条件の整備を進めることが求められています。

さらに、経営や事業運営に積極的に参画していくため、女性の能力向上を図るとともに、広域的なネットワークづくりや交流を促進することが求められています。

2020 市民意識調査より

全体として、あなたの職場は男女平等になっていますか

n=425



【施策の方向】

6 スマートシティ加賀による就業機会の拡大とクリエイティブ人材の育成

健康・医療、交通、農業、行政サービス等の様々な分野において先進技術を導入し、産業の活性化とその新たな集積を目指すスマートシティ加賀の推進により、就業機会の拡大とクリエイティブ人材の育成を図ります。

7 事業所に対するワーク・ライフ・バランスの推進

事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進している事業所等の様々な情報提供を行います。

8 男性にとっての男女共同参画の促進

メンタルヘルス相談窓口の周知や育児休業制度の周知を行うこととあわせて、労働時間短縮を働きかけます。

9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の法令の周知を行い、事業所における男女平等を推進します。

10 女性の能力開発のための支援

国や県、商工会議所等と連携し、研修や訓練の機会を提供します。

またひとり親家庭の就業促進のため、能力開発や資格取得に対して助成します。

11 雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策の推進

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠、出産、育児、介護休業に関するものや、性的指向・性自認(性同一性等)によるハラスメント等の防止を呼びかけます。

12 農林漁業、商工業等における女性の参画の拡大

男性が役員等を務めることが多い、農協等の団体における女性の参画拡大を推進します。

13 女性の経済的地位と能力の向上

家族経営協定の締結促進や商工会議所女性会の活動に対して助成等を行い、農林漁業、商工業等自営業における男女共同参画を推進します。

課題3 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭内での相互協力の推進

「男は仕事、女は家庭」という、男女の固定的な役割分担意識は時代とともに薄れていますが、「2020 市民意識調査」によると、未だ家事等の多くを女性が担っている結果となっています。

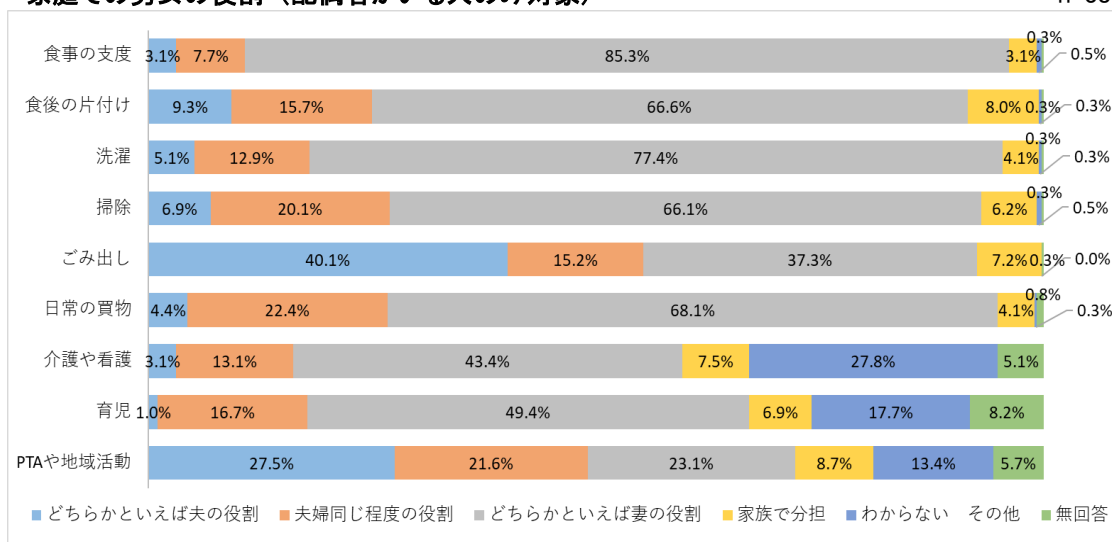
女性に家事等の分担が偏っている状況では、女性の家庭生活と仕事の両立が難しく、就労の継続や再就業が困難となる場合があります。

男女がともに家事・育児・介護などに参加するためには、男性の意識改革を進めることや職場における長時間労働の改善が必要です。

「2020 市民意識調査」より

家庭での男女の役割（配偶者がいる人のみ対象）

n=386



「2020 市民意識調査概要版」より



【施策の方向】

14 家庭生活における男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進や家庭内の男女の固定的な役割分担意識解消のため、親を対象とした料理、育児教室の開催や広報活動を行います。

課題4 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域活動における男女共同参画の推進

町内会における女性役員の割合は、令和3年度は15.9%となっており、依然として町内会では男性役員が多くを占める結果となっています。(図①)

「2020 市民意識調査(図②、図③)」では、女性は男性に比べて、「役職につく知識や経験がない」等の理由により、地域の指導的立場の役職に就くことに躊躇しているという結果となっています。

地域の指導的立場や役員等が男性で占められている状況では、女性の意見が十分に活かされていない地域もあると推察されます。

女性の意見が活かされないことで、過去に大規模災害等の有事の際に、男性が主体となり避難所を運営した結果、女性の人権やプライバシーが侵害された事例があります。

あらゆる人が安心して暮らすことができるまちづくりには、地域社会で男女共同参画の考えが浸透することが必要です。

(図①)

◆町内会における女性役員の割合 ※回答のあった町内会のみを集計

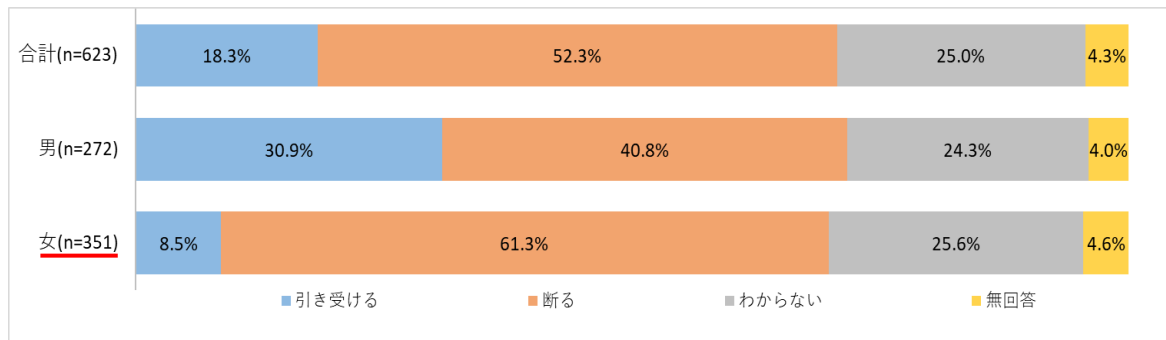
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
役員数 (人)	1,045	1,146	1,275	1,714	2,541	2,707	2,786	2,730	2,234	2,531
うち女性 (人)	158	158	198	300	376	422	423	437	341	402
女性の割合 (%)	15.1%	13.8%	15.5%	17.5%	14.8%	15.6%	15.2%	16.0%	15.3%	15.9%

(図②)

「2020 市民意識調査」より

区長やPTA 会長など地域の役職に推薦されたらどうしますか

n=623

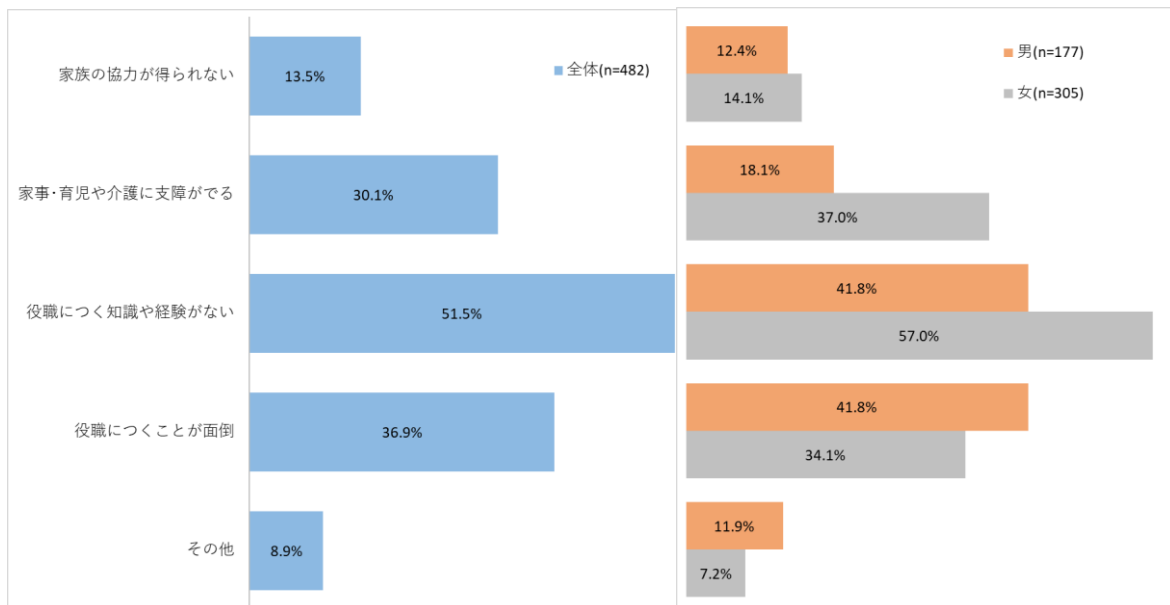


(図③)

「2020 市民意識調査」より

区長やPTA 会長などに推薦された時に「断る」、「わからない・その他」と答えた理由

n=482



【施策の方向】

15 地域における男女共同参画の推進

各地区や各町に対して、役員等への女性の登用を呼びかけます。
また生涯学習の機会を提供します。

16 青少年の健全育成への参画促進

青少年の健全育成に向けて、自然体験教室の開催や「心の教育」の普及啓発を行うとともに、児童虐待防止の取組みを推進します。

17 地域防災活動の推進

女性の防災士、防災リーダーの育成を推進し、男女共同参画の視点に配慮した地域防災活動に取り組みます。

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

課題5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

DV等のあらゆる暴力の根絶

配偶者や交際相手など親密な間柄でふるわれる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、根絶をめざしていく必要があります。

配偶者等の暴力については、個人間の問題ではなく、多くの人々に係る社会問題であることをすべての市民が理解し、「暴力を許さない」という意識を社会全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取り組みや被害者への支援の充実を図る必要があります。

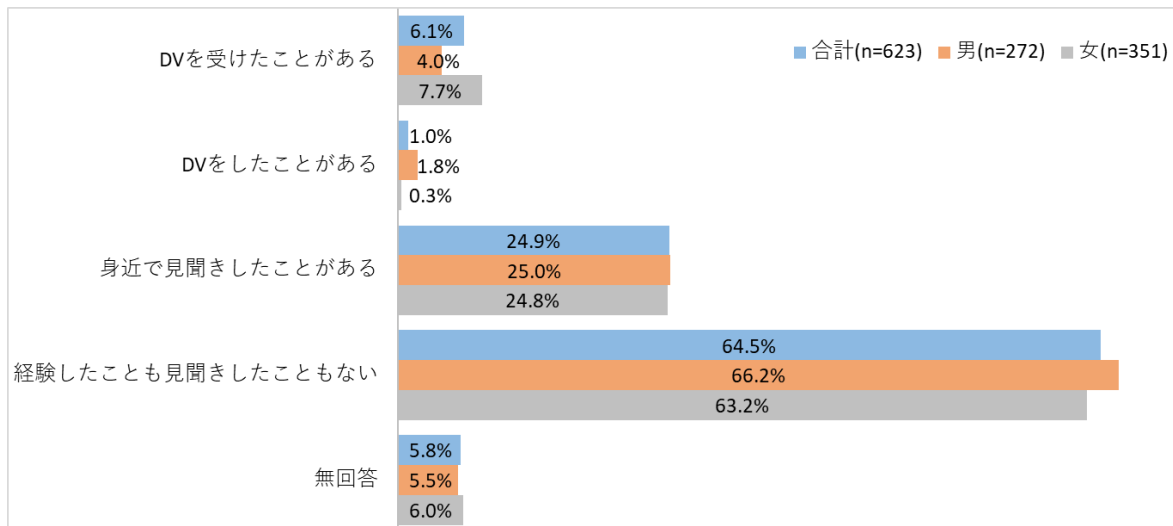
またDVの被害者は、女性である場合が多く、「2020 市民意識調査」でも「DVを受けたことがある」と答えた人は男性に比べ約2倍となっています。

被害者に向けた相談体制と適切な保護・支援の充実を図るため、警察等の関係機関と連携し、総合的な支援体制を整えていくことが必要です。

「2020 市民意識調査」より

DVをこの1年間に経験または身近で見聞きしたことがありますか

n=623



【施策の方向】

18 あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

女性等に対する暴力根絶への広報活動、相談体制の充実、市役所内や警察などの関係機関との連携強化を図ります。

課題6 人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

①ひとり親家庭等への支援

加賀市のひとり親家庭の全世帯に占める割合は減少傾向にあるものの、全国平均と比べると割合が高くなっています。

母子家庭は、育児等との両立等の面からパート・アルバイトといった非正規雇用になりがちで、平成29年の県の調査(ひとり親家庭・子育て家庭実態調査)でも母子家庭の46.5%が世帯年収300万円以下という結果となっています。

また父子家庭においても、一人で仕事と育児等を両立しなければならない困難に直面しています。

貧困をはじめ、生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭に対する支援施策の推進を図る必要があります。

(加賀市)

区 分	全世帯数	ひとり親世帯数	ひとり親世帯率(%)
平成30年度	29,163	673	2.3
令和元年度	29,093	645	2.2
令和2年度	28,953	610	2.1

出典：加賀市主要施策報告書

(全国)

区 分	全世帯数	ひとり親世帯数	ひとり親世帯率(%)
平成22年度	51,842,307	844,661	1.63
平成27年度	53,331,797	838,727	1.58

出典：国勢調査

②高齢者や障がいのある人の社会参画促進

高齢者や障がいのある人が暮らしやすい社会は、あらゆる人が暮らしやすい社会ともいえます。

バリアフリー化社会の構築を推進し、高齢者や障がいのある人が、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁が取り払われ、あらゆる分野の活動に平等に参加できる社会づくりを目指す必要があります。

【施策の方向】

19 貧困など生活上の困難に直面する家庭への支援

子育て・生活支援策の推進やひとり親家庭の就業を促進するため、能力開発・資格取得に対して助成します。

20 高齢者や障がいのある人の社会参画の促進

おたっしやサークル等の地域コミュニティの支援、虐待防止の取組みや権利擁護事業を実施します。

21 バリアフリー社会の促進

障がいのある人の自立支援の促進と障がいのある人への理解促進に努めます。また「かがりび作品展」や障がい者スポーツ大会を開催します。

課題7 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

①女性の健康支援と男性の理解促進

女性は妊娠や出産をする可能性があり、また女性特有のがんや病気にかかることがあるため、生涯を通じた女性の健康支援を行う必要があります。

また健康をおびやかす問題（性感染症、低体重・肥満、喫煙、飲酒）についても学校教育等において予防・防止対策や正しい知識の理解促進に努めています。

女性も男性もお互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、相手への思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

②妊娠・出産等に関する女性の健康支援

加賀市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の必要性から、平成28(2016)年度に保健師や保育士等が、継続的な相談や支援を行う「子育て応援ステーションかがっこネット」を設置しています。

さらに地域全体で産み育てやすい地域づくりを推進することを目的に、平成29(2017)年6月には「お腹の赤ちゃんを大切に作る加賀市生命尊重の日」条例を制定し、お腹の赤ちゃんと妊産婦を大切に作るまちづくりの推進に取り組んでいます。

また思いがけない妊娠などの周囲に相談しにくい不安や悩みについての相談窓口を設置しています。

女性が不安や孤独を感じる人が多い妊娠期から子育て期について、様々な支援体制を整えていくことが必要です。

【施策の方向】

22 生涯を通じた女性の健康支援の推進

健康診査・がん検診の受診奨励、妊産婦への支援の充実など、女性に関する健康づくりを支援します。

23 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透

学校教育等において、児童生徒の発達段階に応じた性、健康問題や薬物乱用に関する学習を進めます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

課題8 男女共同参画の理解促進

【現状と課題】

①固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方があると考えられます。

このような意識や固定観念は、幼少の頃から長年にわたり形成されおり、女性と男性のいずれにも存在するものです。

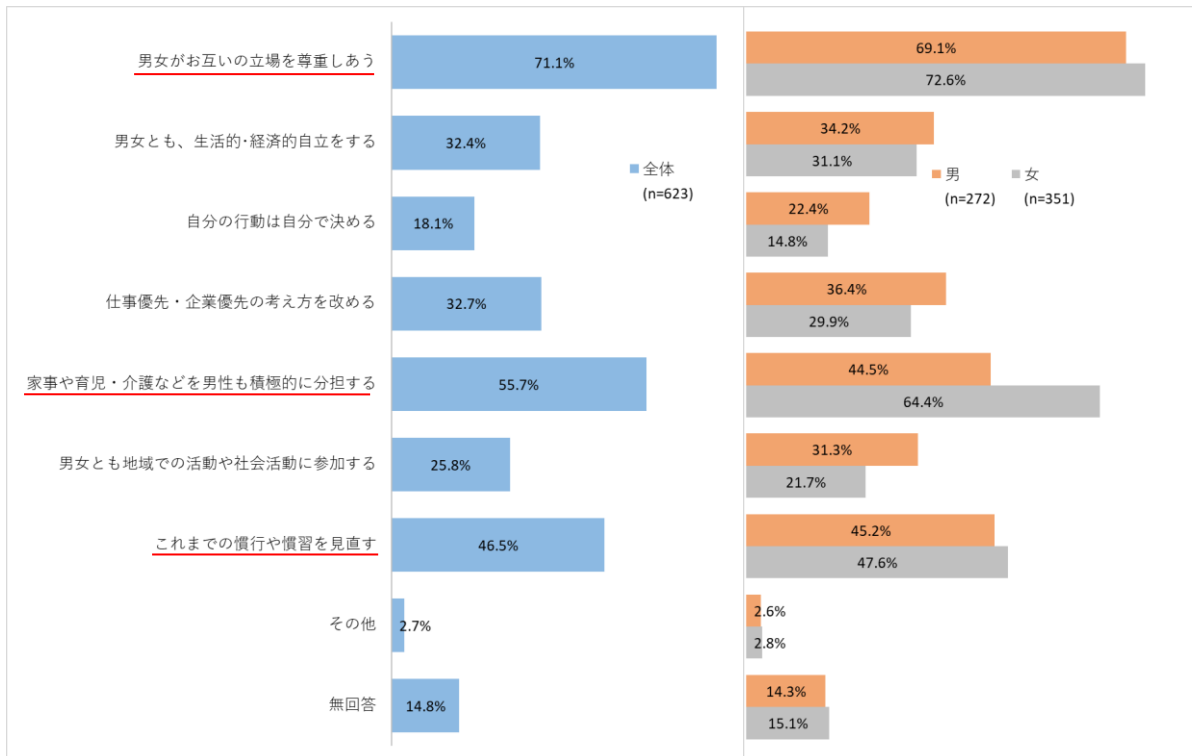
さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大した中、固定的な性別役割分担意識があることにより、休校や外出自粛などで増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、男性より女性が仕事を失いやすいこと、女性へのDVや性暴力が増加する懸念があることなど、ジェンダーに起因する問題が一層顕在化しています。

②男女共同参画の理解促進

社会の意識が変わり固定観念にとらわれなくなることで、女性も男性も一人ひとりが、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きることにつながります。

男性自らが、主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに、主体的に家事・育児・介護等に取り組む、経験を得ることは、多様な価値観の醸成を通じ職務における視野を広げるなど、自身の才能発揮につながり、男性自身にとっても有用です。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男女が共に社会責任と家庭責任を担うことで、あらゆる場面で活躍するチャンスが広がり、男性にとっても社会で個性と能力を発揮できる社会であることなどについて、理解を促進する必要があります。



【施策の方向】

24 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革

男女共同参画社会実現に向けた意識づくりのための広報活動等を行い、男女共同参画意識の向上に努めます。

25 男女共同参画に関する調査と情報の提供

市民・事業者などを対象とした定期的な男女共同参画に対する意識調査の実施や情報提供を行います。

26 あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

市職員による出前講座や男女共同参画関連図書の紹介を通じて、学習機会の充実を図ります。

課題9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

【現状と課題】

生涯を通じた各種制度等の充実

「2020 市民意識調査」によると、現在の日本社会全体として「平等である」と回答した人の割合はわずか 13.5%にとどまっており（P5 参照）、依然として固定的な性別役割分担意識やさまざまな社会制度・慣行が残っていると考えられます。

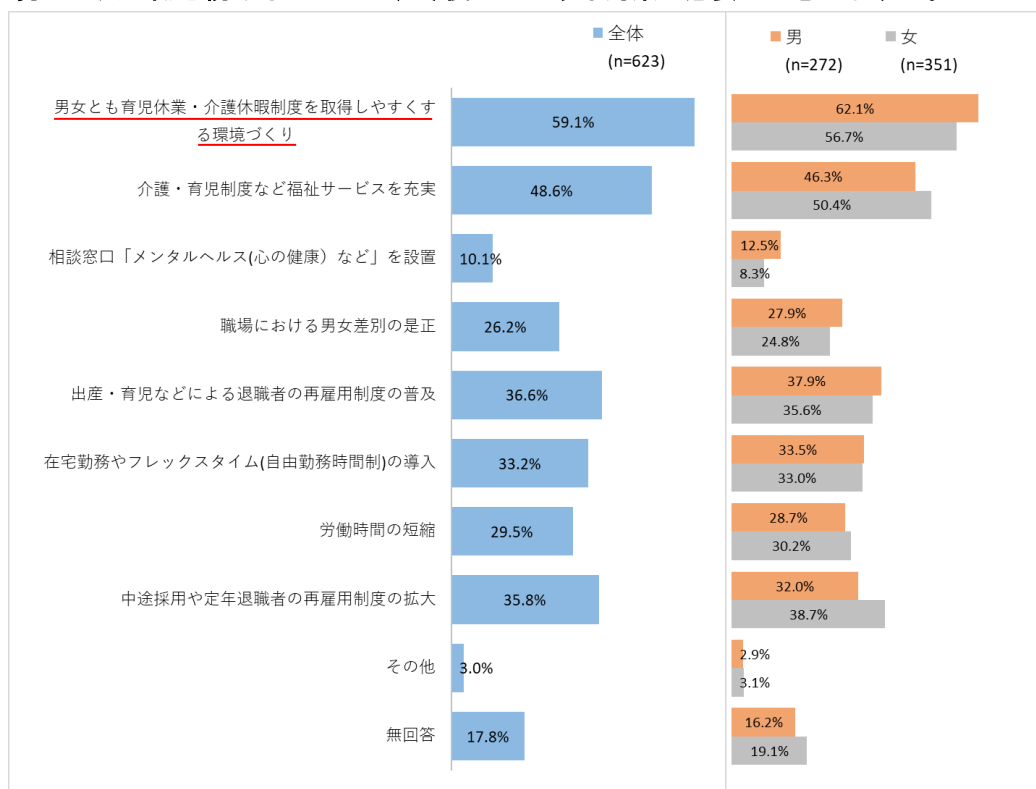
社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるためには、社会における活動の選択に対して中立的な制度や慣行を構築することが必要です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、社会制度の全般について必要に応じて見直していくことが求められます。

「2020 市民意識調査」では、「男女が共に働き続けるためには、今後どのような対策が必要だと思いますか。」との質問に対して、「男女とも育児休業・介護休暇制度を取得しやすくする環境づくり」との回答が、男女ともに最も多くなっており、働くことを希望するすべての人が、仕事と家庭生活を両立できるよう法律で定められた休業制度が利用できる環境づくりが求められています。

2020 市民意識調査より

男女が共に働き続けるためには、今後どのような対策が必要だと思いますか。 n=623



【施策の方向】

27 子育て支援策の充実

保育サービス、子育てに関する相談・支援体制の充実や親向けの相談教室の充実に努めます。

28 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる支援の充実

地域で安心して暮らせる環境整備のため、地域見守り事業の推進や福祉サービスの充実に努めます。

29 相談体制の充実

弁護士による法律相談や市職員によるDV相談等、様々な相談体制の充実に努めます。

課題10 多様な文化の尊重及び理解の促進

【現状と課題】

国際社会における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接な関係を有しています。

平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る(女性)の権利と機会が否定されている間は達成することができない。」とされ、同アジェンダで掲げた 17 の持続可能な開発目標(SDGs)の中で、「目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」が、その一つとされています。

「ジェンダー平等の実現」には、9 つのターゲットが設定されており、「あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。」を始め、「世帯・家庭内における責任分担を通じて、無償報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。」「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」など、本市においても課題とされているターゲットが含まれています。

男女共同参画社会の形成を図るためには、国内における取組だけでなく、国際社会における取組に関する情報収集や国際交流を通じて、世界の多様な文化や女性を取り巻く様々な問題を知ることが重要です。

また多様な文化に触れることにより、多種多様な価値観を認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の形成につながっていくと考えられます。



【施策の方向】

30 国際社会に関する情報提供

国際社会における男女共同参画についての情報提供や学校教育の場でALTによる英語授業を実施し、国際理解の促進に努めます。

31 国際交流・協力の推進

国際交流事業(JAPAN TENT)開催の支援、海外の都市との交流事業や在住外国人との交流事業を推進します。

施策の体系表

基本目標	課題	施策の方向
I あらゆる分野における 男女共同参画の推進	1 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進と決定過程の透明性の確保
		2 女性の意見を反映させる機会の拡大
	2 職場における男女共同参画の推進	3 役職員等への女性の参画促進
		4 女性の人材育成と情報提供
		5 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり
		6 スマートシティ加賀による就業機会の拡大とクリエイティブ人材の育成
		7 事業所に対するワーク・ライフ・バランスの推進
		8 男性にとつての男女共同参画の促進
		9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
		10 女性の能力開発のための支援
		11 雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策の推進
		12 農林漁業、商工業等における女性の参画の拡大
	3 家庭における男女共同参画の推進	13 女性の経済的地位と能力の向上
		14 家庭生活における男女共同参画の推進
	4 地域における男女共同参画の推進	15 地域における男女共同参画の推進
		16 青少年の健全育成への参画促進
		17 地域防災活動の推進
II 安全・安心な暮らしの 実現	5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	18 あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり
		19 貧困など生活上の困難に直面する家庭への支援
	6 人々が安心して暮らせる環境の整備	20 高齢者や障がいのある人の社会参画の促進
		21 バリアフリー社会の促進
	7 生涯を通じた女性の健康支援	22 生涯を通じた女性の健康支援の推進
		23 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透
		24 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革
III 男女共同参画社会の実 現に向けた意識改革と 体制の充実	8 男女共同参画の理解促進	25 男女共同参画に関する調査と情報の提供
		26 あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	27 子育て支援策の充実
		28 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる支援の充実
		29 相談体制の充実
	10 多様な文化の尊重及び理解の促進	30 国際社会に関する情報提供
		31 国際交流・協力の推進

第3章 計画の推進

男女共同参画に関する施策を推進するにあたっては、広範かつ多岐にわたる取り組みを展開することが重要となります。このような取り組みを総合的かつ効果的に推進するためには、市の推進体制の充実や適切な進行管理を行うとともに、国・県及び他の地方公共団体との連携を深め、市民と事業者の理解と協力を得て取り組む必要があります。

1. 推進体制の整備

男女共同参画の推進に関する施策は、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものであるため、庁内各部署の連携が重要となります。

また、計画を着実に推進するための進行管理を行います。

(1) 庁内推進体制の充実

加賀市男女共同参画推進本部や庁内連絡会議など、庁内の推進体制を活用し、情報共有と連携を図ります。

(2) 男女共同参画審議会との連携

計画の策定にあたっては、加賀市男女共同参画審議会の意見を尊重し、また、計画の進捗状況を報告するなど、連携して男女共同参画施策を推進します。

(3) 計画の周知

計画の実効性を高めるため、市職員に対して計画を周知します。

(4) 苦情処理体制の整備

男女共同参画推進施策に関する市民からの苦情を迅速かつ適切に処理するための体制を整備します。

(5) 計画の進行管理

計画の着実かつ円滑な推進を図るため、「加賀市男女共同参画審議会」において計画の進捗状況を定期的に確認・評価するなど、進行管理を行います。

2. 市民及び事業所との連携

計画を推進するにあたっては、市民及び事業所と連携しながら行うことが望ましく、進捗状況を公表するとともに、市民等の意見を積極的に取り入れるなど、市民や事業所と意識を共有化しながら進めます。

(1) 事業所との連携

必要に応じて、事業所に対して職場の男女共同参画の状況について調査を行い、また情報を提供します。

(2) 市民等への男女共同参画の周知・広報

市民等に対して、広報・啓発活動を通じ男女共同参画について周知するとともに、計画の進捗状況や男女共同参画審議会の審議などの情報を公開します。

またさまざまな市民参画の機会を提供します。

3. 国及び他の地方公共団体との連携

男女共同参画に関わる問題は、広範多岐にわたっており、国・県及び他の地方公共団体との情報交換を行うなど連携を図りながら取り組んでいきます。

(1) 国、県等との連携

国、県及び他の市町村との情報交換を行うなど相互に連携を深めていきます。また、国、県等が行う施策の充実について、必要に応じて要請します。

(2) 各種会議等への参加

国、県等との共催事業を積極的に開催し、研修等の機会の拡大を図ります。また、国、県等が主催する会議等に職員及び市民等を派遣し、男女共同参画推進に関する理解を深めます。

4. 数値目標

男女共同参画に関する数値目標

項目	現状	目標値	備考	
市の審議会等における女性委員の登用率	28.1% (2021年)	40%以上	国の目標(2025年までに40%以上、60%以下)に準じる。	
町内会における女性区長の割合	1.4% (2021年)	10%	国・県の目標(2025年までに10%)に準じる。	
町内会における女性役員の割合	15.9% (2021年)	35.0%		
子育て期(25歳から44歳)の女性の就業者の割合(国勢調査から)	80.8% (2015年)	82%	国の目標(2025年までに82%)に準じる。	
女性防災士の人数	74人 (2021年)	250人	年間20人程度を育成する計画	
男女共同参画に関する市民意識調査から	「社会全体における男女の地位の平等感」において「男女平等」と答えた人の割合	13.5% (2020年)	50%	国・県の目標(2025年までに50%)に準じる。
	家庭の中で「男女平等」と答えた人の割合	32.8% (2020年)	50%	上記の「社会全体における男女の地位の平等感」の数値目標に準じる。
	職場の中で「男女平等」と答えた人の割合	25.5% (2020年)	50%	
	地域の中で「男女平等」と答えた人の割合	22.1% (2020年)	50%	

5. 施策の内容および該当事業

基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題1. 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向1 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進と決定過程の透明性の確保

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 審議会等への女性の参画促進	市の審議会等における女性委員の割合の目標を40%とし、女性の登用を進めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。 ●審議会への女性委員登用の推進(庁内各課に女性委員の登用の方策について提示)	行政まちづくり課
イ 各種団体等への多様な人材の推薦依頼	審議会等の委員で各種団体からの推薦枠については、団体代表者に限らず女性を含めた多様な人材が推薦されるよう依頼します。 ●各種団体等への多様な人材の推薦依頼	行政まちづくり課 関係各課
ウ 情報公開の推進	市民参加型の開かれた市政を一層推進するため、情報公開制度を推進します。 ●情報公開制度の推進	スマートシティ課 関係各課
エ 行政評価の活用	行政評価を活用し、行政の透明性、効率性の向上を図ります。 ●行政評価制度の活用と公開	スマートシティ課

施策の方向2 女性の意見を反映させる機会の拡大

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア まちづくり活動等への支援	地域のさまざまなまちづくり活動などにおいて、女性が企画や運営に積極的に参画できるよう意識啓発を図り、市政への参画意識の高揚と意見を反映させる機会の拡大を図ります。 ●市コミュニティ補助金制度の運用	行政まちづくり課
イ 女性の市政へのアクセス拡大	市民との対話型の懇談会等を開催することにより、市政への参画促進に向けた環境を整備します。 ●市政懇談会の開催	スマートシティ課
ウ 行政情報へのアクセス拡大	市政についての情報を市民がより入手しやすくするため、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等様々な媒体による提供・充実に努めます。また、ファックス、メール、ホームページ等様々な媒体を通じて意見・提言ができる機会を提供します。 ●ホームページ等の充実	スマートシティ課

施策の方向3 役職員等への女性の参画促進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 女性職員の役職への登用	女性職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに能力の更なる発揮に向けた取組みを推進します。 ●特定事業主行動計画に基づく人員配置 ●女性職員の積極的登用 ●専門研修・管理職研修の実施	人事課
イ 各種団体や企業への情報提供等による登用促進	各種団体、企業に対し、実態調査や情報提供を通じ女性の役職員としての登用を促進していきます。 ●団体や企業への情報提供、意識啓発	行政まちづくり課 商工振興課

施策の方向4 女性の人材育成と情報提供

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 女性リーダーの育成	女性リーダー育成のため、男女共同参画や市民活動に関する全国会議や研修会などに、女性を派遣します。 ●女性リーダー育成研修	行政まちづくり課
イ 学習機会の充実	あらゆる分野における女性の社会参加の意識と能力を高め、力を持った存在となる(エンパワーメント)ための研修、講座をはじめ学習機会の拡充に努めます。 ●エンパワーメント講座の開催 ●国・県主催研修への派遣	行政まちづくり課 商工振興課 農林水産課
ウ 女性の人材に関する情報の収集及び提供	各種講座・研修の講師派遣等の女性参画拡大の取組みに活用するために、国や関係機関と連携しながら、女性の人材に関する情報を収集し、提供できる体制を充実します。 ●女性人材リストの整備・周知	行政まちづくり課
エ 女性起業家の育成	起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、研修会の提供等の支援の充実を図ります。 ●県等の主催研修の活用	商工振興課

施策の方向5 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	女性グループ等への活動支援	女性団体や男女共同参画グループ等が、主体性をもってあらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるようその活動を支援します。	行政まちづくり課
		●女性団体及び男女共同参画グループ等への活動支援	
イ	男女共同参画推進拠点の確立	男女共同参画を推進する団体グループ等が交流を行える施設を充実します。	行政まちづくり課
		●団体・グループ等が交流を行える施設の充実	
ウ	女性リーダーの育成	農業分野における女性リーダー育成のため、女性農業委員ネットワーク石川に女性を派遣します。	農林水産課
		●女性農業委員ネットワーク石川	

課題2. 職場における男女共同参画の推進

施策の方向6 スマートシティ加賀による就業機会の拡大とクリエイティブ人材の育成

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	官民連携によるスマートシティ加賀の推進	市、産業団体、まちづくり団体、女性団体、市民等が共通理解と連携をしたスマートシティの取組みを進めます。	スマートシティ課
		<ul style="list-style-type: none"> ●加賀市スマートシティ推進官民連携協議会の運営 ●マイナンバーカードに基づくデジタル自治体の推進 ●デジタルデバイスの普及促進 	
イ	先進技術の実証を通じた企業の呼び込み	エアモビリティ(ドローン)、5G等の先進技術を活用する企業との実証事業を通じて、地域課題の解決とともに、起業・創業の促進やスタートアップ企業の育成・集積により、性別に捉われない就業機会の拡大を図ります。	スマートシティ課
		<ul style="list-style-type: none"> ●先進技術の活用による地域課題解決の実証 ●市内をフィールドとする先進技術実証プロジェクトの全国公募 ●加賀市イノベーションセンターにおけるスタートアップ支援 	
ウ	クリエイティブ人材の育成と集積	性別に捉われず、スマートシティの原動力となる、「価値の創造に関わる人達(クリエイティブクラス)」や「共創する市民(スマートシチズン)」の育成・集積を図ります。	スマートシティ課 学校指導課
		<ul style="list-style-type: none"> ●仮想加賀市民(e-Residency)の基盤整備 ●デジタルカレッジの実現検討 ●STEAM教育の充実 	

施策の方向7 事業所に対するワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 事業者に対する支援	国や県と連携をした支援 ●ワーク・ライフ・バランスを推進する為の制度等の情報提供 ●セミナー、支援メニューの紹介	商工振興課
イ 多様な働き方を可能にする条件整備	事業者、労働者に対して労働関係法令の周知・啓発を図ります。また、多様な働き方について情報提供を行います。 ●労働関係法令の周知啓発 ●広報紙等による情報提供・啓発	行政まちづくり課 商工振興課
ウ 事業者に対するこころの健康づくりの推進	事業者に対するワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすい職場環境づくりを進めるためのセミナー等を実施します。 ●メンタルヘルス対策講座の実施	健康課 商工振興課

施策の方向8 男性にとっての男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 男性の心身の健康維持の取り組み	企業と連携し、長時間労働の抑制、メンタルヘルスフォローアップ体制の充実を図ります。 ●労働時間短縮の働きかけ ●メンタルヘルスケアの充実	行政まちづくり課 人事課 健康課 商工振興課
イ 男性の育児休業取得の促進	男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得を促進する。 ●育児休業制度の周知及び取得しやすい職場環境づくり	行政まちづくり課 人事課 子育て支援課

施策の方向9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 「男女雇用機会均等法」等の周知啓発	雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、関係法について、周知啓発を行います。 ●広報、国等の啓発パンフレットを通じての周知啓発	行政まちづくり課 商工振興課
イ 「女性活躍推進法」に関する情報提供	事業者に対し、円滑かつ効果的に取り組めるよう情報を提供します。 ●広報、国等の啓発パンフレットを通じての周知啓発	行政まちづくり課 商工振興課

施策の方向 10 女性の能力開発のための支援

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 職業能力開発支援	職業意識の向上と能力開発のため、国や県、商工会議所、企業等と連携しながら研修や訓練の機会の拡充に努めます。 ●国・県主催研修の活用 ●情報の収集と提供 ●技能訓練への支援	子育て支援課 商工振興課

施策の方向 11 雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策の推進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア あらゆるハラスメント防止対策の推進	企業などに向けて、あらゆるハラスメント防止の呼びかけ、情報提供を行います。 ●企業に対するあらゆるハラスメント防止の呼びかけ、情報提供	行政まちづくり課 商工振興課
イ 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	市立小中学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の取り組みが適切になされるよう働きかけます。 ●教職員の研修の実施	学校指導課

施策の方向 12 農林漁業、商工業等における女性の参画の拡大

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 政策・方針決定過程への女性の参画促進	地域における性別による固定的役割分担意識や慣行の是正を図るとともに、農業委員や関係審議会委員、関係団体の役員等の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 ●農業委員会、農協・漁協・商工団体役員等への女性登用の啓発	商工振興課 農林水産課

施策の方向 13 女性の経済的地位と能力の向上

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立	女性農業者が主体性を持ったパートナーとして経営に参画でき、就業条件や生活環境の改善が図られるよう、家族経営協定の締結の促進を図ります。 ●家族経営協定の締結促進	農林水産課
イ	家族経営等における女性の地位向上と能力の向上	農業や商工業等に従事する女性の役割や働きへの適正な評価、労働条件の改善等の啓発を行います。また、経営能力や、技術向上の研修会やセミナーへの参加を促進し、女性の能力向上を図ります。 ●自営業等における就労等に関する意識啓発 ●国・県や団体等が開催する研修会・セミナー等への参加促進	商工振興課 農林水産課
ウ	女性の交流ネットワークへの支援	広域的なネットワークや地域間交流により、男女共同参画社会に対する広い視野を養えるような環境づくりを促進します。 ●女性農業者、商工関係女性部等の活動、交流支援	行政まちづくり課 商工振興課 農林水産課

課題3. 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向 14 家庭生活における男女共同参画の推進

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	家庭における男女共同参画の啓発	家庭内の家事・育児・介護などにおける男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に家庭生活に参画するよう、広報・啓発を行います。 ●男女共同参画情報紙配付、啓発冊子の配付 ●講演会・ワークショップ・セミナーの開催	行政まちづくり課
イ	男性の家事・育児・介護への参画の促進	男女共に参画する家庭生活に向けた講座の開催等を通して、男性の家庭生活への参画を促進します。 ●学習講座の開催 ●男女対象の料理教室(エコクッキング)開催	行政まちづくり課 環境課 生涯学習課

課題4. 地域における男女共同参画の推進

施策の方向 15 地域における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 地域活動への支援と参画促進とリーダーの育成	地域の自主的な取組を支援するとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ●まちづくり活動・公民館活動・町内会活動等への男女共同参画の推進 ●PTA活動への男女共同参画の推進 ●学習機会の提供 ●生涯学習教室 ●地域リーダー等人材の育成	行政まちづくり課 生涯学習課
イ ボランティア・NPOの活動支援	地域で活動している各種ボランティアやNPOの活動支援に努めるとともに、男女双方の積極的な参加を促進します。 ●各種ボランティアやNPO活動への支援 ●環境保全活動、消費者活動、文化活動等における男女の参画促進	行政まちづくり課 環境課 関係各課
ウ 生涯学習の機会の提供	市職員等による出前講座を実施し、地域における生涯学習の機会を提供します。 ●地域・団体への出前講座	生涯学習課

施策の方向 16 青少年の健全育成への参画促進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 豊かな心を育む教育の推進	青少年の健全な育成を目指して学校・家庭・地域が一体となって、豊かな心を育む教育を推進します。 ●自然体験教育 ●「心の教育」の普及啓発 ●思春期健康教育事業	学校指導課 生涯学習課
イ 児童虐待防止への取り組みの推進	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待防止の意識啓発、子育てに関する相談・支援体制を充実します。 ●児童虐待防止のネットワークづくり ●被虐待児童の保護と保護者等への指導体制の充実 ●児童相談所の相談援助体制の充実 ●子育てに関する相談体制の充実	子育て支援課 学校指導課
ウ 地産地消・食育の推進	健全・安全な食材の活用、地元を意識した食育の推進 ●食育ワークショップの開催 ●地域食材の活用	農林水産課

施策の方向 17 地域防災活動の推進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災活動の推進	男女共同参画の視点に配慮した地域防災活動に取り組んでいきます。また、自主防災組織の活性化を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ります。 ●自主防災組織の取組の支援 ●女性防災リーダーの養成 ●女性防災士の養成	危機対策課 消防

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

課題5. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向 18 あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 女性に対する暴力根絶への啓発	夫やパートナーからの暴力、性犯罪等、女性に対する暴力を防ぐため、人権社会の意識啓発を図ります。 ●広報紙、市ホームページ等による啓発 ●資料等の作成・配付	行政まちづくり課 関係各課
イ 相談体制の充実と広報	女性が相談しやすいように相談体制を充実するとともに、市民に対して相談窓口の周知を図ります。 ●あいらす相談等の市民相談の充実、周知 ●相談員の研修実施	行政まちづくり課 関係各課
ウ 相談機関の連携強化	女性に対する暴力の相談機関相互の連携を強化し、実際生じた問題に迅速かつ的確に対応できる体制を充実します。 ●女性に対する暴力の相談機関相互の連携強化	行政まちづくり課 関係各課
エ 被害者の一時保護と支援体制の整備	危機的状況に陥った被害者の一時保護や自立支援のための関係機関の連携体制を充実します。 ●県や警察等関係機関との連携強化 ●関係機関と連携して被害者の自立を支援	行政まちづくり課 関係各課

課題6. 人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向 19 貧困など生活上の困難に直面する家庭への支援

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 安心して親子が生活できる環境づくり	ひとり親家庭等に対する経済的支援を推進します。 ●子育て・生活支援策の推進 ●就業支援策の推進	相談支援課 子育て支援課 商工振興課 教育庶務課

施策の方向 20 高齢者や障がいのある人の社会参画の促進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 高齢者や障がいのある人の生きがい・社会参画の促進	<p>高齢者や障がいのある人も社会を支えあう重要な一員として働き、楽しみ、地域社会に貢献できるような機会の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かがりび作品展の開催 ●生きがい活動拠点の整備 ●高齢者の交流等の活性化 ●シルバー人材センターの活用 	介護福祉課

施策の方向 21 バリアフリー社会の促進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 高齢者や障がいのある人が自立できる社会の推進	<p>多様な人達が安全で快適な生活が送れるようノーマライゼーション(高齢者や障がい者も地域で、人々と共に助け合いながら暮らしていける社会のあり方)の理念に基づく社会を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の自立支援の促進 ●ユニバーサルデザイン(高齢・障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるよう製品や建築物、生活空間などをデザインすること)のまちづくり ●バリアフリー社会の推進 	介護福祉課 関係各課

課題7. 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向 22 生涯を通じた女性の健康支援の推進

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 生涯を通じた健康づくりの支援	ライフステージに応じて生涯にわたる健康づくりを支援するため、生活習慣の改善を推進します。また、基本健康診査の受けやすい体制を整備します。 ●「かがし健康応援プラン21」の推進 ●健康診査・各種がん検診の受診奨励 ●健康相談、健康教育の充実	健康課 関係各課
イ 妊娠・出産に関わる保健施策の充実	妊産婦検診の実施や妊婦教室の開催などにより、妊娠、出産、育児等の母子保健の充実、精神的負担の軽減を図ります。 ●妊産婦に対する各種健康診査、相談の充実 ●保健師・助産師による訪問指導 ●妊娠期パパママ教室開催	健康課
ウ 成人・高齢期における健康支援策の充実	女性特有のがん(乳がん、子宮頸がん等)や骨粗しょう症等を予防するための正しい知識の普及啓発を図ります。また、がん検診の受けやすい体制整備を推進します。 ●乳がん、子宮頸がん、骨粗しょう症等予防のための正しい知識の普及・啓発 ●生活習慣病、更年期障害等の保健指導の充実	健康課

施策の方向 23 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識の浸透

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 「性と生殖に関する健康と権利」に対する意識啓発の浸透	「性と生殖に関する健康と権利」について、広報紙や各種講座等を通じて意識の啓発に努めます。 ●情報紙等による啓発 ●各種講座等の開催	健康課
イ 性に関する教育の充実	思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るための教育を行います。また、薬物乱用と健康との関係について正しく理解するための教育の推進を図ります。 ●学校における性に関する教育 ●薬物乱用防止に関する教育	学校指導課
ウ エイズ、性感染症等の正しい知識の普及	HIV(エイズ)等の性感染症などについての正しい知識の普及を図ります。 ●学校におけるエイズ・性感染症に関する教育	学校指導課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

課題8. 男女共同参画の理解促進

施策の方向 24 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 男女共同参画に向けた意識づくりのための講演会、講座等の開催	男女共同参画に向けた意識づくりのための講演会や講座などを開催します。 ●男女共同参画啓発講演会の開催 ●人権啓発講演会の開催 ●講座、セミナー、ワークショップの実施	行政まちづくり課
イ 広報紙・インターネット等による広報啓発	広報紙などを通じ、人権尊重や男女共同参画推進の視点に立った制度・慣行の見直しなどについて啓発を行います。 ●広報紙・インターネット等での広報啓発	行政まちづくり課 関係各課
ウ 市職員等への啓発	職員一人ひとりが男女共同参画の視点をもって、市民や事業者に対応できるよう啓発を行い、研修を充実します。 ●職員研修の充実	行政まちづくり課 関係各課

施策の方向 25 男女共同参画に関する調査と情報の提供

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 市民・事業者への意識調査の実施	男女共同参画を取り巻く状況を把握するため、市民・事業者に対して定期的な意識調査を実施します。 ●市民・事業者などの意識調査の実施	行政まちづくり課
イ 資料・情報の収集と提供	国、県、民間団体等における男女共同参画に関する情報、出版物の収集・整理や市民、各種団体、企業に対し、情報提供を行い、意識啓発を行っていきます。 ●男女共同参画に関する資料・情報の収集と提供 ●団体や企業への情報提供、意識啓発	行政まちづくり課

施策の方向 26 あらゆる分野での男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア あらゆる場所での学習機会の提供	男女共同参画の意識を高める講座や研修等、地域・家庭・学校・職場における多様な学習の機会を提供します。 ●地域・家庭・学校・職場への情報提供 ●男女共同参画学習の機会提供	行政まちづくり課 生涯学習課

課題9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

施策の方向 27 子育て支援策の充実

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 育児支援の制度やサービスの周知・充実	育児休業等の制度の周知や延長保育・一時保育・病後児一時保育など多様な保育サービスの充実、利用しやすいサービスの提供に努めます。	子育て支援課 商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な働き方を支援する、育児サービスの拡充 ●育児サポーターの育成と活用 	
イ 母子保健の充実	妊娠・出産・育児等の母子保健の充実、精神的負担の軽減を図ります。	健康課
	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦健康診査、乳幼児健康診査 ●7か月児離乳食教室、親と子の遊びの教室 	
ウ 子育てに関する相談・支援体制の充実	子育ての悩みや不安を解消するための相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康課
	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な相談に対応できる体制の充実 	
エ 地域における子育て支援・交流の活性化	学校の放課後等の地域における、子育て体制や環境の整備・充実に努めます。 地域において、子育て家庭同士の交流が活発化するよう、交流の場の提供や子育てサークル等への支援を推進します。	子育て支援課 健康課 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童センター等の児童養育活動の充実 ●児童センター等を軸とした、地域・世代間交流の推進 ●子育てサークルへの支援と活用 	
オ 情報提供の充実	ホームページや広報紙等を通じて、子育てにかかわる情報を幅広く提供します。	子育て支援課 健康課 生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌、HP等での情報の発信 	

施策の方向 28 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる支援の充実

具体的施策	施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア 介護保険事業等の充実	要支援、要介護者とその家族が安心して暮していけるように、介護保険サービスの充実を図ります。	福祉政策課 相談支援課 介護福祉課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業の充実 ●地域包括ケア体制の構築 ●高齢者セーフティーネットの構築 	
イ 地域での生活支援の充実	高齢者が地域で安定した生活を送るための支援を充実していきます。	相談支援課 介護福祉課 地域包括支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防の推進 ●認知症対策の推進 ●権利擁護事業等の推進 	

施策の方向 29 相談体制の充実

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	相談体制の充実と広報	女性が相談しやすいように相談体制を充実するとともに、その周知を図ります。 ●女性に関する相談体制の充実 ●関係相談窓口の連携強化 ●法律相談・司法書士相談・総合相談の実施 ●あいりす電話相談	行政まちづくり課 相談支援 関係各課

課題10. 多様な文化の尊重及び理解の促進

施策の方向 30 国際社会に関する情報提供

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	国際情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的な動きについて情報収集を行い、市民や関係団体に情報提供します。 ●国連や国による資料等の収集、提供	行政まちづくり課
イ	国際理解の促進	異なる文化や生活習慣の理解を深めることによる、男女共同参画に関する理解のための啓発を推進します。 ●国際協力・貢献活動の状況等の情報提供 ●学校教育における国際理解教育の充実	観光交流課 学校指導課

施策の方向 31 国際交流・協力の推進

具体的施策		施策の内容(下段は該当事業)	担当課
ア	国際交流への支援	青少年等の交流など各種の国際交流事業に対する支援を行います。 ●国際交流事業への助成	観光交流課
イ	国際都市交流の推進	友好都市を中心とした国際交流を進めることにより、異なる文化・生活習慣等への理解を深めます。 ●民間交流団体との連携による国際交流の促進・充実	観光交流課
ウ	在住外国人との交流の推進	在住外国人と市民の相互理解を深めるため、様々な交流の機会や日本語を学習する機会の拡充を図ります。 ●民間交流団体間の連携強化及び活動支援	観光交流課
エ	在住外国人への支援	在住外国人にとって住みやすいまちとするために、都市サインやパンフレットなど生活に関わる情報の多言語化を進めます。また、外国人からの相談に対応できるような相談体制について検討します。 ●外国語版情報誌、パンフレットの発行 ●都市サインの外国語表記や窓口案内等の多言語対応の推進 ●外国人への市民相談体制の検討	観光交流課 関係各課

資料（年表）

年表

- 1975(昭 50) (世)国際婦人年国連婦人の 10 年(1976～1985)を決定(メキシコシティ)
- 1979(昭 54) (世)「女子差別撤廃条約」採択
- 1980(昭 55) (世)国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)
(国)「女子差別撤廃条約」署名
- 1981(昭 56) (世)「女子差別撤廃条約」発効
- 1985(昭 60) (世)国連婦人の十年ナイロビ世界会議
(国)「男女雇用機会均等法」公布・「女子差別撤廃条約」批准
- 1986(昭 61) (国)「男女雇用機会均等法」施行
- 1995(平 7) (世)第 4 回世界女性会議(北京)
- 1999(平 11) (国)「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- 2000(平 12) (世)国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)
(国)「男女共同参画基本計画」策定
- 2001(平 13) (国)内閣府に男女共同参画局設置(男女共同参画会議設置)
(国)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行
(県)「いしかわ男女共同参画プラン 2001」策定
(県)「石川県男女共同参画推進条例」公布・施行
- 2004(平 16) (国)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行
(国)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
- 2005(平 17) (県)「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定
- 2006(平 18) (国)「男女共同参画基本計画」(第 2 次)策定
- 2007(平 19) (国)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布
(県)「いしかわ男女共同参画プラン」策定
- 2008(平 20) (国)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
(国)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定
- 2010(平 22) (国)「男女共同参画基本計画」(第 3 次)策定
- 2011(平 23) (県)「いしかわ男女共同参画プラン 2011」策定
- 2012(平 24) (国)「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～決定
(県)いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度を創設
- 2013(平 25) (国)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布
- 2014(平 26) (国)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
- 2015(平 27) (世) 国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行
(国)「男女共同参画基本計画」(第 4 次)策定
- 2016(平 28) (県)「いしかわ男女共同参画プラン 2011」改定
(県)「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」策定

- 2019(令元) (国)改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行
(国)改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行
- 2020(令2) (国)「第5次男女共同参画基本計画」策定
- 2021(令3) (県)「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画(第3次)」策定
- 2021(令3) (県)「いしかわ男女共同参画プラン 2021」策定

加賀市の動き

- 1992(平4) 教育委員会内に市の女性行政を所管する「婦人青少年室」を設置
- 1994(平6) 4月 市民を対象に「市民意識に関するアンケート調査」を実施
- 1995(平7) 「加賀市男女共同参画型社会推進懇話会」を設置
翌年、「加賀市男女共同参画社会推進懇話会」に名称変更
- 1996(平8) 12月 市長に「加賀市男女共同参画社会推進懇話会」から「加賀市男女共同参画 21 世紀ビジョン」の提言
- 1997(平9) 7月 「女性プラン推進懇話会」並びに「女性プラン推進本部」を設置
「加賀市男女共同参画型社会推進懇話会」を廃止
- 1998(平10) 12月 「加賀市男女共生プラン」を策定
- 2000(平12) 4月 「加賀市男女共同参画社会推進懇話会」を設置し「女性プラン推進懇話会・本部」を廃止
同年 7 月 市民を対象に「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施
- 2001(平13) 「第 4 次加賀市総合計画」において、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的・計画的に実施していくことを明示
- 2002(平14) 6月 庁内の推進組織として「加賀市男女共同参画推進本部」を発足。本部内に、施策推進に関する調査及び資料収集を行うための「調査部会」を設置
同年 12 月 「加賀市男女共同参画社会推進懇話会」から「男女共生プランの改定、条例の制定」の提言
- 2003(平15) 2月 「各種団体女性連絡協議会」から「都市宣言」の提言
5月 市民を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
12月 定例議会で「男女共同参画都市宣言」に関する議案が可決
- 2004(平16) 1月 「加賀市男女共同参画推進条例」を施行
同条例に基づき「加賀市男女共同参画審議会」を設置
- 2004(平16) 4月 ～ひびきあう あなたとわたし～ 加賀市男女共同参画プラン(加賀市男女共同参画行動計画)を策定
- 2005(平17) 1月 28日 「加賀市・山中町合併協定調印式」を開催
条例、行動計画、推進体制及び都市宣言等の制度に係る項目は、旧加賀市の制度を新市に引き継ぐことを決定
- 2005(平17) 3月 事業所を対象に「男女共同参画推進に関する事業所実態調査」を実施
- 2006(平18) 3月 市職員を対象に「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施
- 2006(平18) 10月 市民を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
- 2007(平19) 4月 動橋地区をモデル地区の推奨地区として設置
- 2008(平20) 8月 地域において女性役員の登用検討会を設置
9月 男女共同参画事業者推進員を設置
12月 14日 男女共同参画都市宣言 5周年記念イベントを開催。加賀市男女共同参画のうた「ひびきあう あなたとわたし」を発表

- 2009(平 21) 2月 2月 28日 男女共同参画都市宣言 5周年記念講演会を開催
同日、「男女共同参画すごろく」を発表
- 4月 ~ひびきあう あなたとわたし~ 加賀市男女共同参画プラン(加賀市男女共同参画行動計画)を改正
- 4月 大聖寺地区をモデル地区の推奨地区として設置
- 10月 市民を対象に「男女共同参画にかかる市民意識調査」を実施
- 2010(平 22) 4月 片山津地区をモデル地区の推奨地区として設置
- 9月 「男女共同参画推進に関する事業所実態調査」を実施
- 2012(平 24) 9月 市民を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
- 2013(平 25) 4月 勅使地区をモデル地区の推奨地区として設置
- 2014(平 26) 4月 「第3次加賀市男女共同参画プラン」を策定
- 2015(平 27) 7月 「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
- 2016(平 28) 4月 三木地区をモデル地区として設置(~平 30.3月)
- 8月 「第3次加賀市男女共同参画プラン」を一部改定
- 2017(平 29) 7月 「男女共同参画に関する事業所実態調査」を実施
- 2018(平 30) 4月 橋立地区をモデル地区として設置(~平 32.3月)
- 10月 「第3次加賀市男女共同参画プラン」の計画期間を3年延長し一部改定
- 2019(令元) 4月 山中温泉西谷地区をモデル地区として設置(~令 3.3月)
- 2020(令 2) 8月 「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
- 2022(令 4) 3月 「第4次加賀市男女共同参画プラン」を策定

用語の解説

<エンパワーメント (Empowerment) >

力をつけること。ここでは女性自身が本来持っている潜在能力を引き出し、自分らしい生き方を選び取る力、経済的に自立できる力、政策・決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力などを身につけること。

<家族経営協定>

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ

<性別による固定的な役割分担>

性別によって役割を分けること。例えば「男は仕事、女は家庭」「子育ては女の役割」というように、男や女の役割を固定的に分けることをいいます。

<セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment) >

性的いやがらせ。性的な言動で相手を不快にさせること、相手の生活や仕事の環境を害すること、性的な言動に対する相手の対応によってその人に不利益を与えることをいいます。

<男女雇用機会均等法 (正式名称「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」)>

男女雇用機会均等法は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。1999 (平成 11) 年 4 月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実行性を確保するための措置が強化されました。

<ドメスティック・バイオレンス (DV と略する) >

直訳すると「家庭内暴力」。一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。身体的なものだけでなく、精神的なものや経済的なものも含まれます。

<女性活躍推進法 (正式名称「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」)>

女性活躍推進法は平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主 (国や地方公共団体、民間企業等*) に義務付けられました。

<性的指向・性自認 (SOGI) >

性的指向 (Sexual Orientation) は、恋愛や性的関心がどの対象の性別に向くか向かないかを示し、異性愛、同性愛 (女性の場合レズビアン、男性の場合ゲイ)、両性愛 (バイセクシュアル) などがあります。

性自認 (Gender Identity) は、自分の性別をどのように認識しているかを示し、出生時に付けられ戸籍や出生届の性別にしっかりとる人はシスジェンダー、違和がある人はトランスジェンダーと呼ばれます。

このように性別は単純に男女に分けられるものではなく、そのことを「性の多様性」といいます。

加賀市男女共同参画推進条例

平成17年10月1日

条例第163号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第16条)

第3章 加賀市男女共同参画審議会(第17条—第21条)

第4章 雑則(第22条)

附則

私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である。

我が国は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の精神に基づき、男女平等の実現に向けて様々な施策を展開してきた。

加賀市においても、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な取組を進めてきたが、今なお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行等を背景とする多くの課題が残されており、一層の努力が求められている。

このような課題に対し、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できるようにするためには、互いに思いやりの心を持ちつつ、その生き方を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる環境をつくることが重要である。

ここに、加賀市民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること、又は性的

な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女双方の意思が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念以下「基本理念」というののつと、男女共同参画の推進に関する施策積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携を図りつつ、取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市民が主体的に行う地域における活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるよう、職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ加賀市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重するものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(調査研究)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供等を行うことができる。

(啓発等)

第11条 市は、男女共同参画について市民及び事業者の理解を深めるため、その啓発、学習の促進等に積極的に努めるものとする。

(苦情及び相談の申出への対応)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、関係機関との連携を図りつつ、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱い、配偶者その他男女間における暴力的行為その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民から相談の申出を受けた場合は、関係機関との連携を図りつつ、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び民間の団体に対する支援等)

第13条 市は、市民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進

に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 加賀市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第17条 行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、加賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第18条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第19条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(審議会の委員の任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第20条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。(検討)

3 市長は、この条例の施行後5年を経過したとき、又は社会状況の急激な変化により市長が必要と認めるときは、審議会の建議を経てこの条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

発行

加賀市 総務部 行政まちづくり課

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地

TEL(0761)72-7836 / FAX(0761)72-4640

E-mail danjo@city.kaga.lg.jp